

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目 次

◇選挙管理委員会告示

県議会議員日野郡選挙区補欠選挙の期日

右選挙の選挙長及び選挙長職務代理人者

右選挙の投票用紙の様式等

右選挙の選挙運動に関する支出金額の制限

◇日野郡選挙区選挙選挙長告示

選挙会の場所及び日時

選挙立会人の数が十人をこえる場合のくじ  
を行ふ場所及び日時

選挙管理委員会告示

◇鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

選挙管理委員会告示第三十一号

選挙管理委員会告示第三十二号

選挙管理委員会告示第三十三号

選挙管理委員会告示第三十四号

選挙管理委員会告示第三十五号

選挙管理委員会告示第三十六号

選挙管理委員会告示第三十七号

選挙管理委員会告示第三十八号

選挙管理委員会告示第三十九号

選挙管理委員会告示第四十号

選挙管理委員会告示第四十一号

選挙管理委員会告示第四十二号

選挙管理委員会告示第四十三号

選挙管理委員会告示第四十四号

選挙管理委員会告示第四十五号

選挙管理委員会告示第四十六号

選挙管理委員会告示第四十七号

選挙管理委員会告示第四十八号

選挙管理委員会告示第四十九号

選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第一百三十三条第一項の規定に基き選挙すべき鳥取県議会議員日野郡選挙区

二 選挙長の執務場所

米子市東町九七番地 西部地方事務所内

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙と同時選挙を行う鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙の投票用紙の様式及び仮投票用封筒、不在者投票用封筒におすべき印をそれぞれ次のとおり定める。

昭和二十九年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

## 一投費用紙様式

○ 意  
注

- 一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。

いん	員	め	名
こう	ほ	し	や
ぎ	う	し	者
議	ほ	し	氏

鳥取県議員選挙投票  
管理委員会之印

鳥取県選挙管理委員会之印

- 備考 赤色印刷とする。  
二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙と同時選挙を行う鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙における各候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

昭和二十九年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

候補者一人につき 八三、八〇〇円

## 日野郡選挙区選挙選挙長告示

鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙選挙長

塙田国藏

## 日野郡選挙区選挙長告示第一号

## 一 くじを行う場所

米子市東町 西部地方事務所

## 二 くじを行う日時

昭和二十九年十二月二日午前十一時

昭和二十九年十一月十四日

鳥取県議員日野郡選挙区選挙選挙長

塙田国藏

## 一 場所 米子市東町 西部地方事務所

二 日時 昭和二十九年十二月七日午後一時

## 日野郡選挙区選挙長告示第二号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙において選挙立会人の数が十人をこえる場合のくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十九年十一月十四日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日  
火、  
金印 發  
刷 行 鳥 取  
所 坂 者 県  
縣 岛 取  
島 取 市 東  
坂 市 町 町  
縣 印 刷 所

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に  
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの  
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を読み  
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講読料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課